

## 尾崎半島林野火災復旧対策計画書概要版

### 復旧計画

#### 1 復旧への基本方針

当該林野火災の被災地周辺は、非常に公益性の高い森林となっていることから、森林の早期復旧を図ると共に、表土・根茎の消失による海への土砂流出等の被害を防止するため、各保安林の公益的機能を早期に回復できるよう対策を講じるものとする。

#### 2 森林の復旧計画

計画期間を平成 29 年度から平成 32 年度とし、植栽等（人工造林）により復旧の対象とする人工林と、広葉樹等の自然復旧が期待できる天然林とに区分する。

復旧対象森林のうち、植栽等（人工造林）により復旧を計画している面積が 258.90haと、復旧対象森林面積に占める割合は 66%となっている。

なお、天然林は自然復旧を期待するため、本復旧計画の復旧面積には含めず、経過を見守ることとする。

（単位：ha）

所有形態	被災森林面積	復旧対象森林面積			復旧対象外森林面積
		人工林 (22 名)	天然林	計	
個人(27 名) (うち県行造林跡地)	367.86 (101.73)	<b>247.92</b> (88.96)	104.60 (7.07)	352.52 (96.03)	15.34 (5.70)
市有林	45.53	<u>10.98</u>	28.41	39.39	6.14
計	<b>413.39</b>	<u>258.90</u>	133.01	391.91	21.48

※対象外森林：断崖、岩石地、伐跡

※個人（27 名）は共有林、生産森林組合含み。人工林(22 名)は市を含まず。

##### (1) 私有林（個人・共有・生産森林組合）

私有林については、市と森林所有者が森林経営委託契約を結び、森林経営計画により市が事業主体となり森林整備事業の森林環境保全直接支援事業〔補助率：国 51%、県 17%〕を活用し、100%負担〔内訳：国 51%、県 17%、市 32%〕で事業実施することにより、山林所有者の初期負担をなくし、被災森林の早期復旧を推進する。

県行造林については、県が契約者（12 名）と協議のうえ立木売払いを行っており、本来伐採完了後の伐採跡地及び残存木を含め契約が解除されることになるが、水源かん養保安林となっていることから早期の植栽が必要であり、本復旧計画において復旧を図ることとする。

復旧面積	事業内容等	備考
<p><b>241.59ha</b></p> <p>森林所有者 19 名 (県行造林契約者 12 名を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊地拵え 221.59ha</li> <li>・ 地拵え 20.00ha</li> <li>・ 植栽 241.59ha (樹種は所有者が選択)</li> <li>・ 下刈 241.59ha</li> <li>・ シカ防護ネット柵 96,636m</li> <li>・ 森林作業道開設 8,855m</li> </ul>	

※事業量は、県行造林の伐採面積等によって変動する。

※下刈面積は、複数年度で実施するため、参考数値。

## (2) 市有林

森林整備事業の森林環境保全直接支援事業〔補助率：国 51%、県 17%〕を活用し、早期復旧を図る。経済林として活用が難しい地形及び場所であることや環境保全に配慮し、植栽樹種を防火帯及び森林の持つ公益的機能を最大限に発揮できる広葉樹（ケヤキ、ブナ、コナラ等）とする。

復旧面積	事業内容等	備考
<p><b><u>10.98ha</u></b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊地拵え 10.98ha</li> <li>・ 植栽 10.98ha (広葉樹予定)</li> <li>・ 下刈 10.98ha</li> <li>・ シカ防護ネット柵 4,392m</li> <li>・ 森林作業道開設 1,550m</li> </ul>	

## (3) 概算事業費

ア 私有林 9.44 億円

イ 市有林 0.47 億円

ウ 総額 9.91 億円

※予算措置状況 29 年 9 月補正予算 0.73 億円

29 年 12 月補正予算 6.34 億円

今後予算措置が必要 2.84 億円

## (4) 復旧計画図

別添のとおり